

第四百四回 参議院 大蔵委員会 會議録 第九号

昭和六十一年四月二十三日(水曜日) 午前九時三十五分開会

委員の異動

四月三日

山田 讓君

補欠選任 鈴木 和美君

四月四日

服部 信吾君

補欠選任 桑名 義治君

四月七日

近藤 忠孝君

補欠選任 上田耕一郎君

四月八日

上田耕一郎君

補欠選任 近藤 忠孝君

四月十一日

嶋崎 均君

補欠選任 大河原太郎君

四月十五日

栗林 卓司君

補欠選任 藤井 恒男君

四月十六日

藤井 恒男君

補欠選任 栗林 卓司君

四月十七日

大河原太郎君

補欠選任 大城 眞順君

四月十八日

村沢 牧君

補欠選任 村沢 稔夫君

四月二十一日

大城 眞順君

補欠選任 大河原太郎君

四月二十一日

稲村 稔夫君

補欠選任 村沢 牧君

四月二十二日

近藤 忠孝君

補欠選任 神谷信之助君

宮島 澁君

補欠選任 夏目 忠雄君

竹田 四郎君

補欠選任 梶原 敬義君

神谷信之助君

補欠選任 近藤 忠孝君

栗林 卓司君

補欠選任 中村 鋭一君

夏目 忠雄君

補欠選任 宮島 澁君

中村 鋭一君

補欠選任 栗林 卓司君

出席者は左のとおり。

委員 理事

山本 富雄君

大河原太郎君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

村沢 牧君

多田 省吾君

岩動 道行君

堀木 又三君

河本嘉久蔵君

中村 太郎君

藤井 裕久君

吉川 博君

梶原 敬義君

鈴木 和美君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

青木 茂君

國務大臣 大蔵大臣 竹下 登君

政府委員

大蔵政務次官 梶原 清君

事務局側

大蔵省理財局長 窪田 弘君

常任委員会専門

河内 裕君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○連合審査会に関する件

○天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案について、建設委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。
○委員長(山本富雄君) 次、天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。
○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、天皇陛下の御在位六十年を記念するため、十万円、一万円及び五百円の臨時補助貨幣を特別に発行することといたしておりますが、現在、臨時通貨法によつては五百円を超える高額の貨幣を発行することができないため、十万円及び一万円を臨時補助貨幣の発行につき、オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の例に倣い、本法律案を提出した次第であります。
この法律案は、政府が、現在、臨時通貨法によつて発行を認められております五百円以下の臨時補助貨幣のほかに、天皇陛下の御在位六十年を記念して、特別に十万円及び一万円の臨時補助貨幣

を發行できることとし、他の臨時補助貨幣の例に倣い、その法貨としての通用限度をそれぞれ二百万円及び二十万円とするともに、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀、量は、それぞれ二十グラムとし、品位及び形式は、政令で定めることとしたしてあります。以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○委員長(山本富雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の質疑は後日に譲ることいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前九時三十九分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、税制改革・減税に関する請願(第八九七号)(第八九八号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第八九九号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第九〇〇号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第九〇九号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願(第九一三号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第九一四号)(第九一五号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)

- 一、税制改革・減税に関する請願(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第一〇七〇号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一〇八二号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一〇八三号)(第一〇八四号)(第一〇八五号)(第一〇八六号)(第一〇八七号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一〇九三三号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)
- 一、たばこ消費税引上げ反対に関する請願(第一一一三三号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一一二四号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一一三〇号)

- 第八九七号 昭和六十一年三月二十二日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 埼玉県川越市大塚新田一、九一九
ノ二四 山下弘 外八百九十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第八九八号 昭和六十一年三月二十二日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)
請願者 埼玉県大宮市大成町四ノ三二〇ノ八 田口光子 外千二百四十九名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第八九九号 昭和六十一年三月二十二日受理

- 国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 北海道北見市美芳町三ノ二ノ一八
嘉藤一重 外五百十名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
- 第九〇〇号 昭和六十一年三月二十二日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 滋賀県大津市朝日が丘二ノ九ノ八
春名国雄 外二千九百二十四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
- 第九八九号 昭和六十一年三月二十四日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 川崎市多摩区登戸新町四一四 小林義次 外二千二百六十四名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
- 第九九〇号 昭和六十一年三月二十四日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄本町三ノ一〇ノ一
九 中川隆司 外千三百九十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第九九一号 昭和六十一年三月二十四日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)
請願者 千葉県船橋市三山六ノ一ノ一〇
高階實雄 外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第九九二号 昭和六十一年三月二十四日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 千葉市高浜六ノ一六ノ八 佐藤辰

- 昭 外八百四十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第九九三号 昭和六十一年三月二十四日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願
請願者 埼玉県狭山市柏原三、一六一ノ五
八 長沢敏 外二千九百九十名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。
- 第九九四号 昭和六十一年三月二十四日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)
請願者 広島県尾道市浦崎町二、六三三ノ一
田頭健次 外千九百九十九名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第九九五号 昭和六十一年三月二十四日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 神戸市北区有野台二ノ九公社一ノ三〇三 香川彰 外一万九千九百九十九名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。
- 第九九九号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市平野町七三八 米川貞一 外六千四百四十一名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。
- 第一〇五〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平野町六〇〇 伊藤 正人 外六千四百四十名

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。
紹介議員 上田耕一郎君

第一〇五一号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市西条二ノ一九ノ五 岡本治夫 外六千四百四十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五二号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平野町八七九 寺田 正敏 外六千四百四十名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五三号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平野町六〇〇 伊藤 善郎 外六千四百四十名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五四号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市西条二ノ一九ノ一五 北数九一 外六千四百四十名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五五号 昭和六十一年三月二十五日受理

大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平野町八七九 寺田 正大 外六千四百四十名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五六号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市神戸六ノ一四ノ一六 中川昭夫 外六千四百四十名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五七号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県四日市市御園町一ノ二四 前田幸徳 外六千四百四十名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五八号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市平野町六三九 寺田 清一 外六千四百四十名
紹介議員 橋本 教君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇五九号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市神戸六ノ一ノ一四 加藤哲也 外六千四百四十名
紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇六〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市江島台一ノ二ノ一 五 鈴木孝一 外六千四百四十名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇六一号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市西条二ノ二ノ一六 宮崎弘 外六千四百四十名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇六二号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ所得税の大幅減税実現等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市西条一ノ四ノ一八 中野正明 外六千四百四十名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇六三号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)

請願者 静岡県磐田郡福田町中野五二二 加藤之義 外二千九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇六四号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 山口県下松市東河原四八ノ八 原 田茂雄 外千六百九十九名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇六五号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)

請願者 埼玉県狭山市東三ツ木一ノ二ノ三 高田譲二 外二千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇六六号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 福島県郡山市下亀田二八ノ一ノ一 〇四 増戸洋 外五千六百四十九名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇六七号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 愛知県新城市向野三三ノ二 富安 多恵子 外三千九百四十九名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇六八号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 茨城県日立市国分町三ノ一ノ二 〇 刈谷七郎 外八百九十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇六九号 昭和六十一年三月二十五日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 茨城県那珂郡大宮町東富五〇五ノ 五 中嶋重二 外千九百九十九名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇七〇号 昭和六十一年三月二十五日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税実現等に関する請願
請願者 兵庫県明石市貴崎二ノ一ノ九
岸本治代 外二千三百三十九名

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。
紹介議員 赤桐 操君

第一〇八二号 昭和六十一年三月二十六日受理
国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県平塚市田村五、七六六
吉田幸二 外五千九百六十四名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一〇八三号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込五ノ三ノ四 田
中幸久 外千三百四十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇八四号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 広島市佐伯区五日市町薬師ヶ丘五
三ノ二 栗原春登 外一万九千
九百九十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇八五号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 兵庫県加古郡稲美町和田四七二ノ
一六四 伊藤兼幸 外八百九十九
名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇八六号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 鳥根県出雲市今市町七四三 細谷
宗治 外千九百九十九名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇八七号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)

請願者 千葉県野田市中里二、六四三 岡
田輝雄 外千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇九三号 昭和六十一年三月二十六日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 横浜南区永田東二ノ二四ノ二二
添田渉 外二百八十八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一〇九四号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市高田町鳴石一五
ノ九 若狭彰 外九百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一〇九五号 昭和六十一年三月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 東京都昭島市美堀町五ノ四ノ一
岡田榮子 外二千三百九十九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一二二二号 昭和六十一年三月二十七日受理
税制改革・減税に関する請願(二通)

二七 中森博 外一万六千九百七
十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一二二二号 昭和六十一年三月二十七日受理
税制改革・減税に関する請願(五通)

請願者 富山市赤田七〇三ノ三 島津孝明
外三千七百六十一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一二二三号 昭和六十一年三月二十七日受理
たばこ消費税引上げ反対に関する請願(二通)

請願者 石川県松任市松本町一、四四二ホ
クレン労働組合内 森誠一 外三
百四十九名
紹介議員 鈴木 和美君
租税特別措置法の一部を改正する法律案のなかに
盛り込まれているたばこ消費税の引上げについて
は、政府の税制調査会の審議も経ていない大衆増
税であり、昭和五十九年の専売公社改革五法の国
会審議経過や附帯決議の精神にも反するものであ
る。また、たばこ産業で働く労働者や葉たばこ耕
作農民に与える影響は大きい。ついでには、たばこ
産業の維持と健全な発展を図るため、たばこ消費
税の引上げはしないようにされたい。

第一二二四号 昭和六十一年三月二十七日受理

国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 神戸市垂水区青山台五ノ六ノ六ノ
Aノ一四四 御坂勝彦 外二百七
十七名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一二三〇号 昭和六十一年三月二十七日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 大阪府岸和田市極楽寺町四一〇ノ
一八 渡辺重一 外八百九十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。
一、預金保険法及び準備預金制度に関する法律
の一部を改正する法律案

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一
部を改正する法律案
預金保険法及び準備預金制度に関する法律の
一部を改正する法律
(預金保険法の一部改正)

第一条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四
号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二
条」に、「第三章 預金保険(第四十九条―第五十九
条)」を

「第三章 預金保険
第一節 保険関係(第四十九条―第五十二
条)」を
第一節 保険料の納付(第五十条―第五十二
条)に
第三節 保険金の支払(第五十三条―第五十八
条)に
第四節 資金援助(第五十九条―第六十七
条)に
第五節 緊急手続(第六十八条―第八十一
条)に
第六節 補則(第八十二条―第八十三
条)に改める。
八十四条―第九十二条に改める。

第一条を次のように改める。
(目的)

第一条 預金保険は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要なる保険金等の支払を行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

第一条の次に次の一条を加える。
(金融機関の自主性の尊重)

第一条の二 この法律の運用に当たっては、金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならない。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 労働金庫

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

第十六条第一項中「七人」を「八人に改める。

第二十一条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第二十七条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第三十四条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「次章」を「次章第一節」に、「保険」を「保険料の収納」に改め、同条第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払

三 次章第四節の規定による資金援助及び損失の補てん

第三十五条第一項中「及び中小企業等協同組合法」を、「中小企業等協同組合法」に、「行なう協同組合連合会」を「行い協同組合連合会及び労働金庫連合会」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四十二条第一項中「保険金の支払に關し」を「第三十四条第二号又は第三号に掲げる業務を行うため」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の資金の借入れをしたときは、その借入金を返済するため、大蔵大臣の認可を受けて、金融機関等から資金の借入れをすることができる。

第三章中第四十九条の前に次の節名を付す

第一節 保険関係

第四十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「信用金庫にあつては」を「信用金庫又は労働金庫にあつては」に、「解散」を「解散」に改める。

第四十九条の次に次の節名を付す。

第二節 保険料の納付

第五十条第一項中「及び信用協同組合」を、「信用協同組合又は労働金庫(以下「信用金庫等」という。))」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

一 保険事故が発生したとき。 当該保険事故に係る金融機関

二 第六十五条に規定する適格性の認定等が行われたとき。 当該適格性の認定に係る破綻金融機関

第五十一条第二項中「長期的に保険料収入が保険金を償う」を「保険金の支払、資金援助その他の機構の業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡する」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項の下に」又は第三項を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十二条の次に次の節名を付す。

第三節 保険金等の支払

第五十三条の見出しを「(保険金等の支払)」に改める。

改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は前項の」に、「第五十七条第一項又は第三項」を「第五十七条第一項、第二項又は第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、政令で定める金額の範囲内で政令で定めるところにより、仮払金の支払をすることができる。

第五十四条の見出しを「(保険金の額等)」に改め、同条第三項中「こゝを」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。

4 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金の支払を受けている場合におけるその者の保険金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定による金額から当該仮払金の支払を受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

5 保険事故について保険金の支払が行われる場合に、当該保険事故に係る預金者等について支払われた前条第三項の仮払金の額が、第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

第五十五条第二項中「大蔵大臣」の下に、「労働大臣」を加える。

第五十六条第一項に次の二号を加える。

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部に合併する合併又は営業(信用金庫等)にあっては、事業(以下同じ)の全部の譲渡若しくは営業の全部若しくは一部の譲受け(以下「営業譲渡等」という)に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項又は第七十四条第十一項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故

故の発生した金融機関を一部に合併する合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

第五十六条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「都道府県知事の監督に係る金融機関」を「信用協同組合(一)の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。 第五十九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第四項、第六十三条、第六十四条第三項、第六十六条第一項及び第六十八条第三項において同じ。」に、「大蔵大臣及び都道府県知事」を「大蔵大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫に關するものである場合には大蔵大臣及び労働大臣とする。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、機構が、委員会の議決を経て、前項の期限の延長を申請した場合に、一月を超えない期間を限り、同項の期限を延長することができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 保険事故に關して前条の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が知つたとき。 その知つた日

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部に合併する合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項又は第七十四条第十一項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部に合併する合併又は営業譲渡等に係る第六十六条第一

一項の決議が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

第五十七條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條第四項中「前條第二項」を「前條第四項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項を加え、及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前條第三項の規定により第五十三條第三項の仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに、委員会の議決を経て当該仮払金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならぬ。

第五十八條中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同條に次の一項を加える。

2 機構は、第五十三條第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額(第五十四條第五項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く)に応じ、預金者等が金融機関に対して有する当該預金等に係る債権を取得する。

第六十六條中「一百万円」を「十百万円」に改め、同條を第九十二條とする。

第六十五條を削る。

第六十四條中「三百万円」を「十百万円」に改め、同條第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同條を第九十一條とする。

第六十三條を第八十九條とし、同條の次に次の一項を加える。

第九十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役又は理事(第七十一條第一項ただし書の規定によりいまだ合併を行つていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む)は、百万円以下の過

料に処する。

一 第七十條第一項の規定に違反して、緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等を行うことを拒み、又は妨げたとき。

二 第七十條第二項の規定又は同條第三項の規定による登記を怠つたとき。

三 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

四 第七十三條第四項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

五 第七十四條第九項の規定又は同條第十項において準用する商法第四百八條ノ二第二項の規定に違反して、第七十四條第九項に規定する書類を備えて置かず、正当な理由がないのにその閲覧を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第六十二條中「三百万円」を「三十百万円」に改め、同條を第八十八條とする。

第六十一條中「五百万円」を「五十百万円」に改め、同條第二号中「第五十六條第二項(第五十七條第四項を「第五十六條第四項(第五十七條第五項)」に改め、「含む。」の下に「又は第六十四條第三項」を加え、同條を第八十七條とする。

第六十條中「五百万円」を「五十百万円」に改め、第四章中同條を第八十四條とし、同條の次に次の二項を加える。

第八十五條 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を受受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條第六項に規定する異議の申出

二 銀行等の合併に係る第八十條第一項において準用する商法第四百四條第一項に規定する訴えの提起

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第八十六條 前條第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九條中「保険」を「預金保険」に改め、同條を第八十二條とし、第三章中同條の次に次の一項を加える。

(権限の委任)

第八十三條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この章の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

第五十八條の次に次の一節及び節名を加える。

第四節 資金援助

第一款 資金援助

(資金援助の申込み)

第五十九條 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者(以下「救済金融機関」という)は、機構が、合併等を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下「資金援助」という)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行つた金融機関は、速やかに、その旨を大蔵大臣(信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする)に報告しなければならない。

3 第一項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

二 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業の全部を他の金融機関に譲渡するもの

三 破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するた

に行うもの

第六十條 大蔵大臣の指定する金融機関等で前條第三項に規定する合併等(以下「合併等」という)を援助するため救済金融機関に対し資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、機構が資金援助(金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行つた金融機関等は、速やかに、その旨を大蔵大臣(信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫又は労働金庫連合会にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする)に報告しなければならない。

(適格性の認定)

第六十一條 第五十九條第一項又は前條第一項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る金融機関は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の金融機関の連名で行わなければならない。

3 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが、預金者等の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻金融機関が業務を行つていない地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者への利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 大蔵大臣は、信用協同組合に対し第一項の

認定を行うときは、都道府県知事に協議し、労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5 大蔵大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る金融機関のうち、いずれが破綻金融機関であるかを明らかにしなければならない。

6 大蔵大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を機構に通知しなければならない。

(合併等のあつせん)

第六十二条 大蔵大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該破綻金融機関及び他の金融機関に対し、書面により、合併等(当該合併等が行われることが預金者等の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限り)のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の金融機関は、前条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 第六十条第一項に規定する大蔵大臣の指定する金融機関等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関に対し合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十条第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。(破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例)

第六十三条 破綻金融機関が信用協同組合である場合には、第六十一条第二項の申請は、都

道府県知事を經由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の場合において、信用協同組合が同項の申請に係る合併又は事業の全部の譲渡を行うこと及び当該合併又は事業の全部の譲渡について機構による資金援助が行われることが適当であると認めるときは、大蔵大臣に対し、第六十一条第一項の認定を行うことを要請することができる。

3 都道府県知事は、信用協同組合が破綻金融機関に該当し、かつ、当該信用協同組合が第五十九条第三項第一号に掲げる合併又は他の金融機関に対する事業の全部の譲渡を行うこと及び当該合併又は当該事業の全部の譲渡について機構による資金援助が行われることが適当であると認めるときは、大蔵大臣に対し、前条第一項のあつせんを行うことを要請することができる。

4 大蔵大臣は、前二項の規定による要請を受けた場合に限り、信用協同組合が破綻金融機関である合併又は事業の全部の譲渡に係る第六十一条第一項の認定又は前条第一項のあつせんを行うことができる。

5 第二項又は第三項の規定による要請があつたときは、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第七条第一項に規定する都道府県知事の要請があつたものとみなす。

6 大蔵大臣は、第二項の規定による要請があつたときは、当該要請を行った都道府県知事に係る第六十一条第四項の規定による都道府県知事との協議を行うことを要しない。(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行った金融機関等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機

構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣(当該決定が信用協同組合を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び労働大臣とする。)に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、同項に規定する金融機関等に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん(以下「適格性の認定等」という。)を受けた金融機関は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、大蔵大臣(労働金庫にあつては、大蔵大臣及び労働大臣。第六十八条、第六十九条第一項及び第六項、第七十条第一項、第七十三条第六項、第七十四条第四項並びに第七十九条第一項及び第三項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書(救済金融機関にあつては、当該合併等の契約書及び当該合併等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併又は営業譲渡等について株主総会等の決議を必要とする場合におい

て、当該適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等についての決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、大蔵大臣(信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四条第一項において同じ。)に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号から第四号までに掲げる金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては株主総会(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十二年法律第八十六号)第七條第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会)を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

(業務の継続の特例)

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務(金融機関の合併及び転換に関する法律第七條の規定により継続することができる業務に係るものを除く。)を当該適格性の認定等に係る合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより承継した場合に、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 外国為替業務又は信託業務を営む金融機関が破綻金融機関である場合において、救済金融機関がこれらの業務を営むことができない金融機関であるときは、前項の規定は、当該外国為替業務又は信託業務(これらの付随業務を含む)については適用しない。

第二款 緊急手続

(緊急性の認定)

第六十八條 大蔵大臣は、第六十五條の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る合併（金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第二号から第四号までの規定によるものを除く。）又は営業譲渡等を緊急に行わなければならない機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該合併又は営業譲渡等を緊急に行う必要である旨の認定（以下「緊急性の認定」という。）を行うとともに、当該合併又は営業譲渡等を行うべき期限を定めるものとする。

2 大蔵大臣は、緊急性の認定を行った場合には、その旨及び当該緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等を行うべき期限を、当該合併又は営業譲渡等の当事者となる全部の金融機関に対し、通知するものとする。

3 大蔵大臣は、信用協同組合を当事者とする合併又は営業譲渡等について緊急性の認定を行うときは、都道府県知事に協議しなければならぬ。

（株主等の異議の申出等）

第六十九條 大蔵大臣は、緊急性の認定を行うとするとときは、あらかじめ、当該緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等の当事者となる金融機関（営業の一部を譲り受ける銀行等で定款に当該営業の一部の譲受けにつき株主総会の決議を要する旨の定めがないものを除く。）の株主（信用金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員（第六項において「個人会員」という。）を除く。）を一定の期間内に当該合併又は営業譲渡等について異議を申し出ることができる旨を公告し、当該公告をした旨を当該金融機関に通知しなければならぬ。

2 前項の期間は、一週間を下つてはならぬ。

3 大蔵大臣は、銀行等の株主に對し第一項の規定による公告をするときは、法務大臣の同意を得なければならない。

4 第一項の規定による通知を受けた金融機関の取締役又は理事は、当該通知に係る合併又は営業譲渡等の当事者となる各金融機関の貸借対照表（救済金融機関にあつては、当該各金融機関の貸借対照表及び当該合併又は営業譲渡等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面）及び当該合併又は営業譲渡等の契約書を本店又は主たる事務所へ備えて置かなければならぬ。

5 前法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関の発行済株式の総数の百分の二十以上に当たる株式の数を保有する株主又は総会員（信用協同組合にあつては総組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。）の百分の二十以上の会員（信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。）が、異議の申出をしたときは、緊急性の認定を行うことができぬ。

（合併又は営業譲渡等の実施）

第七十條 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等の当事者である金融機関（以下「緊急性の認定に係る金融機関」という。）は、第六十八條第一項の規定により大蔵大臣が定める期限までに、当該合併又は営業譲渡等を行わなければならない。

2 緊急性の認定に係る金融機関が合併を行うときは、合併後存続する金融機関（以下「存続金融機関」という。）については変更の登記を、合併により消滅する金融機関（以下「消滅金融機関」という。）については解散の登記をしなければならない。

3 前法第四百十四條第一項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（合併の効力発生及び効果）

第七十一條 緊急性の認定に係る金融機関の合併は、存続金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによつてその効力を生ずる。ただし、第七十四條及び第七十六條の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、存続金融機関は、まだ合併を行つていないものとみなし、消滅金融機関はなお存続しているものとみなす。この場合において、当該手続に必要な費用は、存続金融機関が負担しなければならない。

2 存続金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

（信用金庫等の特例）

第七十二條 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、消滅金融機関の地区、会員若しくは組合員又は事務所は、当該信用金庫等の定款の定めにかかわらず、政令で定める期間に限り、当該信用金庫等の地区、会員若しくは組合員又は事務所とみなす。

2 信用金庫等は、当該信用金庫等の定款の定めにより行うことができない業務を緊急性の認定に係る事業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、当該定款の定めにかかわらず、政令で定める期間に限り、当該業務を継続することができる。

3 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、当該合併後存続する信用金庫等の会員又は組合員は、政令で定める期間に限り、その持分を譲渡することができる。

（債権者の異議）

第七十三條 存続金融機関又は緊急性の認定に係る営業の全部若しくは一部の譲受けを行った金融機関は、合併又は営業の全部若しくは

一部の譲受けを行ったときは、直ちに、合併又は営業譲渡等に異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月以上四十五日以内としなければならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併又は営業譲渡等を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の金融機関若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

5 第一項の規定により行ふ公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

6 第一項の金融機関は、同項及び第四項の手続を終了したときは、政令で定めるところにより、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

（株主総会等の承認）

第七十四條 緊急性の認定に係る金融機関（営業の一部を譲り受けた銀行等及び事業の全部又は一部を譲り受けた信用協同組合で定款に当該営業の譲受けにつき第六十六條第二項に規定する株主総会等（以下この項において「株主総会等」という。）の決議を要する旨の定めがないものを除く。以下この条において同じ。）は、合併又は営業譲渡等を行った日から四十五日以内に合併又は営業譲渡等について株主総会等の承認の決議を得なければならない。

2 銀行等における前項の承認の決議については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併又は営業の全部の譲渡若しくは譲受けについての承認(次号に掲げる場合を除く) 商法第三百四十三条の決議

二 存続金融機関の定款に株式の譲渡につき取締役の承認を要する旨の定めがあり削減金融機関の定款にその定めがない場合における当該削減金融機関の合併についての承認 商法第三百四十八条第一項の決議

三 営業の一部の譲受けについての承認 定款の定めによる決議

3 信用金庫等における第一項の承認の決議については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併又は事業の全部の譲渡についての承認 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の決議

二 信用金庫又は労働金庫の事業の全部又は一部の譲受けについての承認(次号に掲げる場合を除く) 信用金庫法第四十七条第一項又は労働金庫法第五十二条第一項の決議

三 信用金庫若しくは労働金庫の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けの決議につき特別の定めがある場合又は信用協同組合の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けにつき総会若しくは総代会の決議を要する旨の定めがある場合における当該信用金庫等の事業の全部又は一部の譲受けについての承認 当該定款の定めによる決議

4 大蔵大臣は、災害その他やむを得ない理由により、金融機関が第一項に規定する期限までに同項の承認の決議を得ることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から四十五日以内限り、当該期限を延長することができる。

5 銀行等は、第一項の承認の決議を行う場合には、商法第二百三十二条の規定による通知

及び公告において、合併又は営業譲渡等の契約書(存続金融機関又は営業の全部若しくは一部を譲り受けた銀行等にあつては、合併又は営業譲渡等の契約書及び資金援助に関する契約書)の要領をも示さなければならない。

6 商法第三百五十五条及び第四百八条第五項の規定は、第二項第二号に掲げる場合について準用する。

7 信用金庫等が第一項の承認の決議を行う場合には、同項の総会又は総代会の招集は、合併又は営業譲渡等の契約書(存続金融機関又は事業の全部若しくは一部を譲り受けた信用金庫等にあつては、合併又は営業譲渡等の契約書及び資金援助に関する契約書)の要領をも示してしなければならない。

8 合併後存続する信用金庫等は、当該合併について第一項の承認の決議を得たときは、併せて、総会又は総代会において当該合併に必要事項に關し定款を変更することができる。

9 緊急性の認定に係る金融機関の取締役又は理事は、第一項の株主総会等の会日の二週間前から、合併又は営業譲渡等を行った各金融機関の貸借対照表(存続金融機関又は営業の全部若しくは一部を譲り受けた金融機関にあつては、当該各金融機関の貸借対照表及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を本店又は主たる事務所に着置かなければならない。

10 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

11 緊急性の認定に係る金融機関は、第一項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)までに、第一項の承認の決議を得られなかつたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告し、かつ、機構に通知しなければならない。(事業の全部の譲渡を行った信用金庫又は労働金庫の解散)

第七十五条 緊急性の認定に係る事業の全部の譲渡を行った信用金庫又は労働金庫は、第七十三条の手續が終了し、かつ、当該事業の全部の譲渡に係る当事者である金融機関の全部の前条第一項の承認の決議が得られることにより解散する。

(株券の提出等)
第七十六条 緊急性の認定に係る合併で当該合併により株式の併合があつたものを行った銀行等は、当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式の併合があつた旨、一定の期間内に株券及び端株券を当該銀行等に提出すべき旨並びに第三項において準用する商法第二百九十三条ノ三ノ三第二項の規定による定めがあるときはその内容を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 商法第二百九十三条ノ三ノ三第二項の規定は、第一項の手續について準用する。
(合併に反対する株主の株式買取請求権)
第七十七条 緊急性の認定に係る合併で当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行った銀行等の株主で、同項の株主総会に先だつて当該銀行等に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において合併の承認に反対したものは、存続金融機関に対し、その者の所有する株式を、合併がなかつたならばその株式又はその者の所有していた消滅金融機関の株式の有していたのであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができるとすることができる。

2 商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四後段並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ六の規定は、前項の請求について準用する。

3 第一項の規定による株式の買取りは、商法第二百四十一条の買取りとみなす。
(営業譲渡等に反対する株主の株式買取請求権)
第七十八条 緊急性の認定に係る営業譲渡等で当該営業譲渡等の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行った銀行等(営業の一部を譲り受けたものを除く)の株主で、同項の株主総会に先だつて当該銀行等に対し書面をもつて営業譲渡等に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において営業譲渡等の承認に反対したものは、当該銀行等に対し、その者の所有する株式を、営業譲渡等がなかつたならばその株式の有していたのであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができるとすることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
(承認の決議を得られなかつた場合の合併又は営業譲渡等の効力等)
第七十九条 大蔵大臣は、緊急性の認定に係る金融機関から第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項若しくは第七十四条第十一項の規定による報告があつたときは又は同項に規定する期限までに同条第一項の承認の決議が得られなかつたことを知つたときは、当該決議が得られなかつた旨を公告しなければならない。

2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主(信用金庫又は労働金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とする)及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

3 大蔵大臣は、合併についての第一項の規定による公告をしたときは、存続金融機関については変更の登記を、消滅金融機関については回復の登記を各金融機関の本店又は主たる

事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に嘱託するものとする。

4 營業譲渡等については第一項の規定による公告がされたときは、当該營業譲渡等は營業譲渡等の時にさかのぼって効力を失う。ただし、營業の全部又は一部を譲り受けた金融機関及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

5 第二項又は前項の規定により合併又は營業譲渡等が効力を失つたときは、破綻金融機関の債務及び財産については、当該合併又は營業譲渡等が行われた時における当該破綻金融機関の債務及び財産の状況に回復するものとする。ただし、合併又は營業譲渡等の時に於いて破綻金融機関が負担していた債務の額が第一項の規定による公告がされるまでの間に減少したときは、その減少した額について、救済金融機関は破綻金融機関に対し債権を取得する。

6 機構は、第二項又は第四項の規定により合併又は營業譲渡等が効力を失つたときは、これにより救済金融機関が被つた損失を補てんするものとする。

(商法等の準用)
第八十条 緊急性の認定に係る合併については、商法第百四条（銀行等にあつては、同条第一項及び第三項に限る）、第百五条、第百六条及び第百八条から第百十一条まで並びに非訟事件手続法第百二十六条第一項、第百三十五條ノ七、第百三十五條ノ八及び第百四十条の規定を準用する。この場合において、商法第百五条第一項中「合併ノ日」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限（当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限）」と読み替へるものとする。

十三條ノ三ノ五、第百九十三條ノ三ノ六並びに第百四十二條第一項並びに非訟事件手続法第百三十二條ノ三の規定を準用する。この場合において、同項中「第百条」とあるのは「預金保険法第七十三條」と、「第百九十三條ノ三ノ六」とあるのは「同法第八十条第二項ニ於テ準用スル商法第百九十三條ノ三ノ六」と、「第百五十五條第一項」とあるのは「預金保険法第七十四条第六項ニ於テ準用スル商法第百五十五條第一項」と読み替へるものとする。

3 緊急性の認定に係る合併又は營業譲渡等で信用金庫又は労働金庫を当事者とするものについては、信用金庫法第五十八條第三項又は労働金庫法第六十二條第三項の規定を準用する。

(商法等の適用除外)
第八十一条 緊急性の認定に係る合併又は營業譲渡等については、緊急性の認定を受けた後は、商法第百四十五條から第百四十五條ノ三まで、第百四十五條ノ四後段、第百四十八條から第百四十八條ノ三まで、第百四十九條、第四百一十二條、第四百一十四條並びに第四百一十六條第一項から第三項まで及び第五項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五號）第九十條、銀行法第三十三條（相互銀行法第十四條において準用する場合を含む）、第三十四條（長期信用銀行法第十七條、外国為替銀行法第十一條及び相互銀行法第十四條において準用する場合を含む）及び第三十五條（長期信用銀行法第十七條、外国為替銀行法第十一條、相互銀行法第十四條、信用金庫法第八十九條及び労働金庫法第九十四條において準用する場合を含む）、長期信用銀行法第十四條、外国為替銀行法第九條の八、信用金庫法第五十條第六項、第五十條の二、第五十八條第一項から第三項まで及び第五項、第六十條、第六十一条、第六十三條（第五号に係る部分に限る）、第七十一条、第七十七條第二項及び第

三項並びに第八十三條、中小企業等協同組合法第五十七條の三第一項及び第四項、第六十三條第一項及び第二項、第六十五條、第六十六條、第八十九條、第九十五條第二項及び第三項並びに第百一条並びに労働金庫法第六十二條第一項から第三項まで及び第五項、第六十四條、第六十五條、第六十七條（第五号に係る部分に限る）、第七十五條、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七條の規定は、適用しない。

第五節 補則

(準備預金制度に関する法律の一部改正)
第二条 準備預金制度に関する法律（昭和三十一年法律第百三十五號）の一部を次のように改正する。

第一条 第五項中「残高」の下に「指定勘定区分額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえる」を超え「に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「指定勘定区分額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高を政令で定めるところにより区分したそれぞれの金額をいう。

第五条に次の一項を加える。
2 日本銀行は、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定区分額に係る準備率とをともに設定することはできない。

第七条第一項中「残高」の下に「指定勘定区分額」を加え、同条第二項中「つき指定勘定の残高」の下に「又は指定勘定区分額を、一除いた金額」の下に「とし、当該指定勘定区分額に係る準備率を乗すべき金額は、政令で定めるところにより、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定に係る指定勘定区分額から指定勘定増加額を除いた金額」を加える。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働金庫に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に現に第一条の規定による改正後の預金保険法（以下「改正後の預金保険法」という。）第四十九條第二項に規定する保険事故が発生している労働金庫その他これに準ずるものとして政令で定める労働金庫については、改正後の預金保険法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する労働金庫のうち、この法律の施行後にその業務及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、改正後の預金保険法の規定を適用する。

第三条 労働金庫は、改正後の預金保険法第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して一月以内に、施行日を含む事業年度において納付すべき保険料を納付しなければならぬ。

第四条 預金保険機構（以下この条及び次条において「機構」という。）は、施行日を含む事業年度から施行日から起算して四年を経過する日を含む事業年度までの間については、改正後の預金保険法第五十一条の規定にかかわらず、各労働金庫が納付すべき保険料の額を運営委員会の議決を経て定めることができる。

2 前項の保険料の額は、特定の労働金庫に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第一項の保険料の額を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料の額を各労働金庫に通知しなければならない。

(理事又は監事の任期に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に機構の理事又は

監事である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、税制改革・減税に関する請願(第一三三二号)(第一三三三号)(第一三三三三号)(第一三三三三三号)
- 二、北陸財務局の存続に関する請願(第一三三九号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一一四〇号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一二四一四号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一一四八号)(第一一九一号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一二四三三号)(第一二四四号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第一二四五号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一二四八号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一一九七号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一二九八号)(第一二九九号)
- 一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第一三〇〇号)
- 一、税制改革・減税に関する請願(第一三〇六号)(第一三〇七号)(第一三一二号)
- 一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一三二三号)(第一三三三〇号)

第一三三二号 昭和六十一年三月二十八日受理
税制改革・減税に関する請願(一通)

請願者 千葉市大宮町一、三〇三ノ六二
利光新司 外千三百九十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三三三号 昭和六十一年三月二十八日受理
税制改革・減税に関する請願(一通)
請願者 富山県高岡市醍醐九五七 小森義弘 外千五百九十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三三三三号 昭和六十一年三月二十八日受理
税制改革・減税に関する請願(五通)
請願者 栃木県鹿沼市坂田山一ノ一六七 大橋俊夫 外四千五百三十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一二四三三号 昭和六十一年三月二十八日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 東京都中野区新井二ノ四七ノ六中 野独身寮 松沢次男 外一万九百九十九名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三三九号 昭和六十一年三月二十八日受理
北陸財務局の存続に関する請願
請願者 東京都目黒区東山三ノ二〇 前里幸博 外千九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一四〇号 昭和六十一年三月二十八日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 横浜市西区東久保町九ノ一一 龜井和磨 外九百六十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一二四四号 昭和六十一年三月二十八日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 山口県大津郡三隅町豊原 浅野昭登 外九百九十九名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一一四八号 昭和六十一年三月二十八日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 横浜市旭区若葉台一ノ二二ノ一、三〇三 伊藤好子 外二千五百一十二名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第一一九一〇号 昭和六十一年三月二十九日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 静岡県三島市若松町四、六三五ノ五 勝又武久 外二千二百九十四名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一二四三三三号 昭和六十一年三月三十一日受理
税制改革・減税に関する請願(四通)
請願者 埼玉県比企郡吉見町久保田六三四 原浩幸 外四千四百四十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第二二四四四号 昭和六十一年三月三十一日受理
税制改革・減税に関する請願(三通)
請願者 佐賀市朝日町六ノ一五 無津呂俊昭 外二千四百九十九名
紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一二四五五号 昭和六十一年三月三十一日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町番場二、〇一 二 泉勲 外四百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一二四八号 昭和六十一年三月三十一日受理
税制改革・減税に関する請願(四通)
請願者 宮城県仙台市西勝山三六ノ二五 藤村毅 外二千七百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一二九七号 昭和六十一年四月一日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 東京都目黒区鷹番三ノ三ノ四目黒 民主商工会内 美野輪昭士郎 外五百二十五名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一二九八号 昭和六十一年四月一日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 大阪府富田林市高辺台三ノ四ノ六 一ノ二〇四 岡谷栄起 外六百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第二二九九号 昭和六十一年四月一日受理
税制改革・減税に関する請願(五通)
請願者 神奈川県茅ヶ崎市萩園一、七二〇 一 永井茂善 外三千九百九十名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三〇〇号 昭和六十一年四月一日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市野口町北野一、〇五九ノ五 藤本重子 外三百三十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一三〇六号 昭和六十一年四月二日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 奈良市西大寺園見町二ノ一ノ二〇 楠博之 外六百九十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三〇七号 昭和六十一年四月二日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 岐阜県武儀郡武芸川町跡部一、〇七一 森和男 外九千九百九十九名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三一二号 昭和六十一年四月三日受理
税制改革・減税に関する請願(八通)
請願者 愛知県安城市高棚町中敷五七 谷進 外四千七百九十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一三一一三号 昭和六十一年四月三日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 群馬県館林市堀工一、八六一ノ一 八 遠藤和男 外四百五十五名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一三二〇号 昭和六十一年四月三日受理
国民本位の税制改革等に関する請願
請願者 東京都東久留米市幸町三ノ二ノ一 榎本好弘 外百十八名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

四月十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一三二三号)

一、税制改革・減税に関する請願(第一三二七号)(第一四二四号)(第一四七二号)
一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願(第一四七二号)(第一四七三号)(第一四七四号)(第一四七五号)(第一四七六号)(第一四七七号)(第一四七八号)

一、税制改革・減税に関する請願(第一四八五号)(第一四九三号)
一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一四九四号)

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願(第一四九五号)

第一三二三号 昭和六十一年四月四日受理
国民本位の税制改革等に関する請願(五通)
請願者 大阪府和泉市葛の葉町八ノ一七 平山教義 外六千六百七十名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一三二七号 昭和六十一年四月四日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区阪南町一ノ四九ノ八 小出昌宏 外六百九十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一四二四号 昭和六十一年四月七日受理
税制改革・減税に関する請願(五通)
請願者 岩手県二戸市福岡矢神一一一 四戸雪子 外三千九百九十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一四七一号 昭和六十一年四月八日受理
税制改革・減税に関する請願
請願者 千葉県我孫子市新々田二ノ一ノA 一六〇六 菅原和治 外八千二百一十名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一四七二号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願
請願者 北海道旭川市豊岡十五条五丁目 岩佐恵子 外千七百三十七名

紹介議員 飯田 忠雄君

半年間雪に閉ざされる北海道では、厳寒期の暖房代実費として燃料手当(寒冷地手当)を支給することがほとんどの職場で慣例化している。この手当は、北海道の勤労者が無事越冬するために、石炭を現物支給することから始まった歴史的経過がある。北海道民はこのほか、冬期間に衣服、暖房設備など防寒対策費の出費を余儀なくされるが、特に、暖房のための灯油代は現在わずかに下がったとはいえ二月万円から三万円におよび全国に比べて低い道民生活の負担となっている。しかも、灯油価格がいつまた上昇するかわからない。長引く不況と厳しい環境のもとで、家庭及び企業の燃料手当に対するこれ以上の負担は難しい。ついでには、北海道の積雪、寒冷地の実状と燃料手当のつ歴史的な性格、役割を考慮し、燃料手当(寒冷

地手当)を非課税扱いとする特別法を制定された。

第一四七三号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願
請願者 北海道旭川市新富二条一ノ一ノ四 西山松雄 外六百六十名

紹介議員 大川 清幸君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四七四号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願
請願者 北海道旭川市永山七条五ノ八六ノ二四 相馬幸雄 外六百八十六名

紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四七五号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願
請願者 北海道旭川市永山二条二丁目 安藤たまみ 外千四百八十二名

紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四七六号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願
請願者 札幌市白石区北郷六条三ノ四ノ一 九 遠山了子 外千六百二十二名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四七七号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願
請願者 札幌市白石区東札幌六条五ノ三ノ二二 桜間和司 外四百七十九名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四七八号 昭和六十一年四月八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条東四ノ八ノ一
四 久保武彦 外二千八十四名
紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一四八五号 昭和六十一年四月九日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山西一ノ三四ノ
一一 高橋光治 外五千九百九十
九名

紹介議員 服部 信吾君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一四九三号 昭和六十一年四月十日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 岩手県九戸郡野田村野田一七ノ四
三 広内芳久 外四千九百九十九
名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一四九四号 昭和六十一年四月十日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 大阪府高槻市庄所町一四ノ三五
岩崎和之 外三千三百十六名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第一四九五号 昭和六十一年四月十日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 北海道小樽市朝里三ノ一二ノ五
石川泰雄 外二百九十九名
紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。

一、天皇陛下御在位六十年記念のための十万円
及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法
律案

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び
一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及
び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律
(十万円及び一百万円の臨時補助貨幣の発行)

第一条 政府は、天皇陛下御在位六十年を記念す
るため、臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六
号)第二条に規定するもののほか、十万円及び
一百万円の臨時補助貨幣を発行することができる。

(法貨としての通用限度)

第二条 前条の規定により発行する十万円の臨時
補助貨幣は二百万円まで、一百万円の臨時補助貨
幣は二十万円までを限り法貨として通用する。

(素材、量目、品位及び形式)

第三条 第一条の規定により発行する十万円及び
一百万円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及
び銀とし、量目は、それぞれ二十グラムとす
る。

2 第一条の規定により発行する十万円及び一
万円の臨時補助貨幣の品位及び形式は、政令で定
める。

附 則

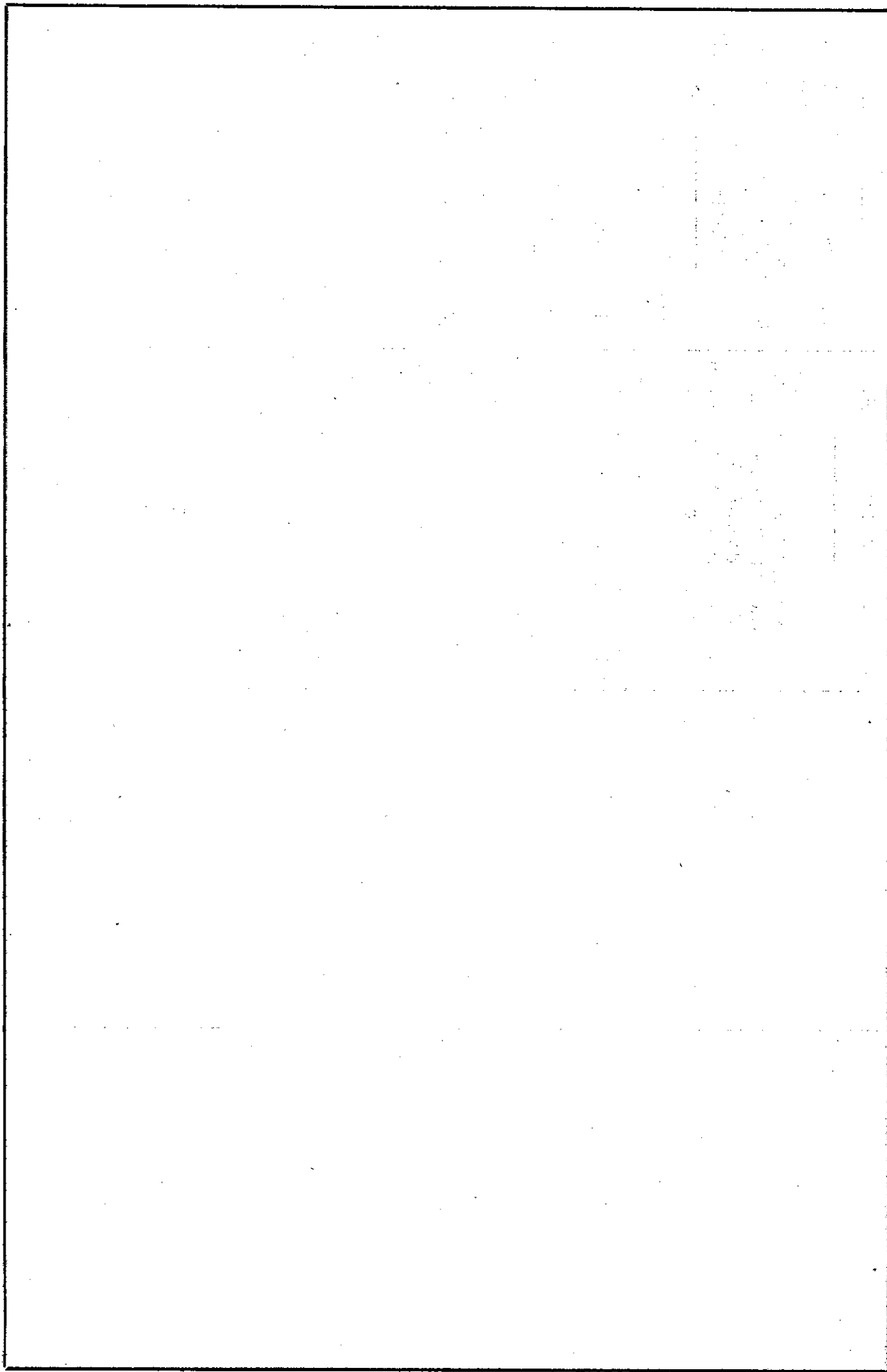
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定により発行する十万円及び一
万円の臨時補助貨幣については、造幣局特別会
計法(昭和二十五年法律第六十三号)第九条に規
定する補助貨幣として、同法の規定を適用す
る。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、天皇陛下御在位六十年記念のための十万円
及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法
律案



第五部

大蔵委員会會議録第九号

昭和六十一年四月二十三日

【参議院】

昭和六十一年四月二十八日印刷

昭和六十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局